

議案第 34 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月21日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平成19年4月からの給与構造改革に伴う経過措置額を段階
的に廃止するためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年流山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間 平成24年3月31日における差額相当額に5分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、当該切り捨てた額が1万円を超えるときは、1万円とする。次号において「減額基準額」という。）
- (2) 平成25年4月1日以後の期間 減額基準額に平成24年4月1日から起算して1年を経過するごとに減額基準額を加えた額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。